

千島島民の法的地位

宮 崎 繁 樹

Legal Status of Inhabitants of Kurileislands

Shigeki Miyazaki

1 千島は、樺太、沖縄、小笠原と共に「特殊地域」とよばれている。日本の領土ではあるが特殊な地位にあり、日本の施政権が及んでいない。この中で南千島は、昔から日本の領土であって、かつて外国の領土となったことはなかった。北、中千島つまり得撫（ウルップ）島以北の18島は、明治8年の千島樺太交換条約によって日本の領土権が明確にされたのであるが、それより南方の択捉（エトロフ）、国後（クナシリ）、色丹（シコタン）、歯舞（ハボマイ）諸島は、それ以前から日本領土である点に争がなかった。

しかし、現在は第二次大戦の末期ソヴェト軍によって占領されたまま、その管理下に置かれ、その日本人島民は昭和22年から翌年にかけて、極く例外を除き全部本土に移送されてしまった。

2 昭和26年9月8日のサンフランシスコ平和条約第2条C項によって、日本は千島列島および南樺太に対するすべての権利権原および請求権を放棄した。しかし、その千島列島の範囲は必ずしも明確でなく、また、ソヴェトが同条約に参加しなかったので「放棄」の意味、効果について問題がある。歯舞諸島、色丹島がこの放棄された「千島列島」に含まれないことは、ほぼ異論がなく、日ソ共同宣言によって日本に引渡されることになったが、択捉島と国後島については、解釈が分れている。

3 このような状況のもとにおいて、もと、千島、とくに、南千島、歯舞諸島、色丹島に居住していた人々が蒙った損害について、それらの人々は、ソヴェトまたは日本政府に対して損害賠償ないし損失補償を求

めることがとできるだろうか。

これらの人々は、第二次大戦の結果、ソヴェト軍の進駐、占領下の生活、本土移送によって少なからぬ経済的・精神的損害を蒙った。もと所有し、現在使用できない自己使用地10,372,457坪、賃貸地10,936,030坪、賃借地、5,199,888坪、もと所有し現在使用できない自己使用家屋129,380坪、賃貸家屋141,812坪、借家等5,607坪、その他漁業権、鉱業権、船舶所有権、立木権、引揚時に残置せざるをえなかった家財、動産、占領中蒙った生命、身体に対する損害などがこれに該当する。

もし、戦争がなかったら、上記の人々はこのような損害を蒙らなくてすんだはずであり、これらの損害は政府が無暴な戦争をはじめた結果であるといえなくはない。しかし、今度の戦争では、日本人は多かれ少なかれ損害を蒙った。千島に居住していた人々も一般国民がしのばなければならなかったと同一程度の損害はしのばねばならないであろう。しかし、これらの人々が一般国民以上にはなほだしい損害をしのばなければならぬ理由はない。これらの地域の人々が蒙った特別の損失については衡平の見地から補償がなされて然るべきであろう。

4 昭和22年5月3日から施行された日本国憲法の第29条1項は「財産権は、これを侵してはならない」とし、同条3項は「私有財産は、正当な補償の下に用いることができる」とし、私有財産の公用収用のためには「正当な補償」を支払うべきことを明記している。

日本政府は、日ソ共同宣言において「1945年8月9日以来の戦争の結果として生じた、日本国、その団体及び国民の、ソヴェト連邦、その団体及び国民に対するすべての請求権」を放棄した。

日本政府が、日本国民の請求権を放棄させるためには、当該国民に正当な補償を支払うべきことが、憲法

の規定から要請される。

5 第二次大戦後の敗戦諸国の平和条約における関連規定（イタリア平和条約76条2項、ブルガリア平和条約28条2項、ハンガリア平和条約32条2項、ルーマニア平和条約30条2項、ドイツに関する戦争及び占領によって生ずる事項の解決に関する条約5条）は、いずれも請求権を放棄した国民に対して、政府が衡平な補償をすることを定めている。

ところが、サンフランシスコ平和条約や日ソ共同宣言には同種の規定はなく、従来の日本国内裁判所のこの点に関する見解は消極的であり、学説も分れている。

6 もっとも、日本政府は、南千島、齒舞、色丹の元居住者の人々に対して、全く救護処置をとっていないわけではなく、一般引揚者と同様「応急援護金」、「引揚給付金」などを支給し、北方旧漁業権者等に対する特別措置として「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和36年法律第162号）が制定された。政府としては、南千島、齒舞、色丹の元居住者に対する補償問題は、この引揚給付金と特別措置によって解決がついたとの考えのようである。しかし、前者は段階の差はあっても定率支給であって、蒙った損失に対応するものではなく、後者は貸付金であって、いずれも、最終的処理と考えることは不可能である。

この研究は、もと千島に居住していた人々に対する質問書の発送による書面調査と面接による聞取調査の方法によって実態調査を行ない。それを総合して、学説、判例、先例などにより検討したものであり、その結果は、法律論叢37巻4号に「南千島、齒舞、色丹島民の法的地位——財産補償請求権をめぐる」として発表した。